

略式代執行実施状況

1 対象空家・所有者等

峰山町久次地内 不存在

2 空家等の状態

腐朽が進行し、屋根等が崩壊及び壁面の一部部材が前面道路に飛散するなど、倒壊により道路通行者等に影響を及ぼす恐れがある。

3 対応状況

(1) 特定空家等の判断

令和2年8月5日（令和2年度第1回京丹後市空家等対策協議会）

(2) 予算措置

令和2年9月補正予算

(3) 対応状況

ア 緊急安全措置

令和2年9月11日（フェンスバリケード等の設置し、開口部を塞ぐ、注意喚起）

イ 略式代執行公告

令和2年10月19日（建築物除却公告）

状態写真



公 告

建築物等の除却公告

次の建築物又はこれに附属する工作物（以下「建築物等」という。）の所有者又は管理者は、次に掲げる期限までに除却してください。

なお、当該建築物等は、期限までに除却されない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定により、市長又はその命じられた者若しくは委任した者が除却します。

2都市第 1022 号

令和2年10月19日

京丹後市長 中山 泰

1 建築物等の敷地の所在

京丹後市峰山町久次小字下垣447番地

2 建築物の家屋番号等

家屋番号 447番0の2

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 76.36平方メートル（登記記録に記載されている面積）

3 期限

令和2年11月12日